



# ウォーターランド通信

問合せ ウォーターランド南条 ☎ 47-3711

ウォーターランド.com

検索

★ジュニアオリンピック夏季大会、頑張ってきました。

8月22日から26日まで、東京辰巳国際水泳場で開催された「第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会」に、ウォーターランド南条ジュニアスイミング選手コース所属の、田中希蘭さん（藤倉）、景山靖教さん（西大道）、井上輝星さん（上別所）、谷口柊弥さん（下牧谷）が出場しました。選手コースからのジュニアオリンピックカップ大会出場は、今回で9大会連続となりました。この連続出場が途絶えないよう、これからも選手の活躍を期待し応援していきます。

★育成コース受講生募集中！

選手コースで活躍するために、競技者としての基本を指導する育成コースの受講生を、募集しています。4種目泳げて、やる気があれば誰でも受講できます。競技者としての資質が身につけば、選手コースにステップアップし、全国大会を目指していきます。まずは育成コースを受講し、眠っている才能を開花させてみませんか？

★10月からの営業日のご案内

営業日	営業時間
月曜日	13時～21時
火曜日～金曜日	10時～21時
土曜日・祝日	10時～18時
日曜日	休館日

☆詳しくは、お問合せください。皆様のお越しをお待ちしております。



▲左から 井上さん、谷口さん、景山さん



▲田中さん

## 年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受ける年金）の受け取り額が少なくなります。将来受け取る老齢基礎年金を増額するため、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納のお申込みを希望される方、またはご相談については、武生年金事務所までお願いします。